

1. 使用上の注意

菊地暁 folklore.lecture@gmail.com

1. 「大学」とは何か—知の「消費」から「生産」へ—

- ・「大学」は「小・中・高校」ではない
- ・「講義」は「学問」の全てではない
- ・「大学」をめぐる6つの主体とその矛盾：学生、教員、事務員／家庭、企業、国家

2. 学問の「効用」—「ない」ようで「ある」(と、とりあえず信じてみる)—

- ・有用論「知っていると役に立つ」
- ・修養論「ることによって人格が磨かれる」
- ・用不可知論「役に立った時にならないとわからない」
- ・転用可能論「知識自体は必ずしも役に立たないが方法は応用可能」

3. 使用上の注意

- ・講義内容は「広く浅く」
- ・受講者には「参加」を求める：ミニ・アンケートの実施／平常点を加算(1回4点満点×10回)
- ・成績はミニ・アンケート(40)と期末レポート(60)により評価する
- ・期末レポート課題「おじいさん／おばあさんの生活史」(3000字以上、締切1/7)
(前期単位取得者)「はたらくおじさん／はたらくおばさん」(2000字以上+写真、締切1/7)

4. 講義日程(変更の可能性アリ)

9/24	使用上の注意＋民俗学の方法	11/12	いのる—信仰—
10/1	民俗学の歴史	11/19	まつる—年中行事—
10/8	そだつ—人生儀礼—	11/26	おどる—民俗芸能
10/15	(休講)	12/3	生活史作成の注意2
10/22	めとる—婚姻—	12/10	つたえる—口頭伝承1—
10/29	とむらう—葬送—	12/17	なづける—口頭伝承2—
11/5	生活史作成の注意1	12/24	ものがたる—口頭伝承3—
		1/7	まとめ

[文献]

菊地暁 2022『民俗学入門』岩波新書

同編 2024『書いてみた生活史：学生とつくる民俗学』実生社

同編『ライフヒストリーレポート選』京都大学民俗学研究会(2012～+)

隱岐さや香 2018『文系と理系はなぜ分かれたのか』星海社新書

吉見俊哉 2011『大学とは何か』岩波新書

重要民俗資料指定基準

(昭和二十九年十一月二十五日)
〔文化財保護委員会告示第五十八号〕

(昭和二十九年十一月二十五日)
〔文化財保護委員会告示第五十九号〕

一、次に掲げる有形の民俗資料のうち、その形様、製作技法、用法等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの。

(一) 衣食住に用いられるもの。たとえば衣服装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

(二) 生産・生業に用いられるもの。たとえば農具、漁獵具、工具用具、紡織用具、作業場等

(三) 交通・運輸・通信に用いられるもの。たとえば運搬具、舟車、鑑札、店舗等

(四) 交易に用いられるもの。たとえば計算具、計量具、看板、

(五) 社会生活に用いられるもの。たとえば贈答用具、警防・刑罰用具、若者宿等

(六) 信仰に用いられるもの。たとえば祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等

(七) 民俗知識に関するもの。たとえば暦類、ト占用具、医療具、教育施設等

(八) 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に用いられるもの。たとえば衣袋道具、楽器、面・人形、玩具、舞台等

(九) 人の一生に関する用いられるもの。たとえば産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

(十) 年中行事に用いられるもの。たとえば正月用具、節句用具、盆用具等

一、次に掲げる無形の民俗資料のうち、その由来、内容等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの。

(一) 衣食住に関するもの、たとえば服飾習俗、飲食習俗、居住習俗等

(二) 生産・生業に関するもの、たとえば農耕、漁獵、工作、紡織等に関する習俗

(三) 交通・運輸・通信に関するもの、たとえば旅行に関する習俗等

(四) 交易に関するもの、たとえば市、行商、座商、両替、質などの習俗

(五) 社会生活に関するもの、たとえば社交儀礼、若者組、隠居、共同作業等の習俗

(六) 口頭伝承に関するもの、たとえば伝説、昔ばなし等

(七) 信仰に関するもの、たとえば祭祀、法会、祖靈信仰、田の神信仰、巫俗、つきもの等

(八) 民俗知識に関するもの、たとえば暦数、禁忌、ト占、医療、教育等

(九) 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に関するもの、たとえば祭礼行事、競技、童戯等

(十) 人の一生に関するもの、たとえば誕生、育児、年祝い、婚姻、葬送、墓制等

(十一) 年中行事に関するもの、たとえば正月、節分、節句、盆等